

告 示

埼玉県告示第百六十九号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年二月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 知事指定薬物

- イ 一ーブチルー N ー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）ー一 H ーインドール
- ー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLーBICA）及びその塩類
- ロ ー一（五ーフルオロペンチル）ー N ー（二ーフェニルプロパンー二ーイル）
- ー一 H ーピロロ「二・三ー b 」ピリジンー三ーカルボキサミド（通称名CUMYLー五FーP七AICA）及びその塩類
- ハ 二ー（八ーブロモー二・三・六・七ーテトラヒドロベンゾ「一・二ー b 」四・五ー b 」ジフランー四ーイル）エタンアミン（通称名二CーBーFLY）及びその塩類

二 効力発生の日

平成二十八年二月十一日